

回答（清水森林公園再整備民間活力導入可能性調査及び用地測量業務）

お問合せのありました質問について下記のとおり回答します。

最終回答日：令和 8 年 7 月 28 日

No	質問	回答	回答日
1	当該項目について、「(9) 応募は単独に限らず共同体 (JV) でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。ア 共同企業体(JV)の代表企業及び構成企業は、参加資格 (4) ～ (9) の要件を満たす者であること。なお、参加資格 (1) ～ (3) の要件については、共同企業体(JV)の代表企業及び構成企業いずれかが満たす者であること。」とありますが、参加資格 (1) ～ (3) の要件については、共同企業体 (JV) の構成企業のいずれかが満たす者であれば良いと解釈してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	R8.7.23
2	上記項目に関して、参加資格を有する者との JV 体制の設立は必須でしょうか。再委託（下請け）は可能でしょうか。	共同体 (JV) の設立は必須ではありません。 実施要領に定める参加資格要件を全て満たす場合は、単独企業による参加も可能です。 なお、参加資格要件については、上述の質問 No.1 のとおり、申請者自身（共同企業体 (JV) の場合は構成企業を含む）が満たす必要があります。再委託を予定している事業者の資格や実績をもって参加資格を満たすことはできません。 また、再委託については、業務の全部又は主たる部分の再委託は認めませんが、社会通念上妥当性が認められる専門的な業務等については、契約締結後に発注者の承認を得た場合に限り再委託を認める場合があります。 なお、再委託を行う場合であっても、受託者が業務全体の履行及び成果品に関する責任を負うものとします。	R8.7.23
3	提案価格書は評価の対象外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、実施要領 9 (5) のとおり、契約上限金額を超えた場合は失格となりますのでご注意ください。	R8.7.28